

第九号議案

江戸川区組織条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十四年二月二十日

提出者 江戸川区長 多田正見

江戸川区組織条例の一部を改正する条例
江戸川区組織条例（昭和四十年一月江戸川区条例第一号）の一部を次のように
改正する。

第一条中「経営企画部」を「経営企画部
危機管理室」に改める。

第二条経営企画部の項の次に次の一項を加える。

危機管理室

一 危機管理に関すること。

二 防災に関すること。

第二条総務部の項中第六号を削り、第七号を第六号とする。

第二条土木部の項第四号を削る。

付 則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

（説明）

危機管理及び防災対策を一体的、効果的に実施するため、危機管理室を設置し、
当該部の分掌事務を定める必要があるため、本案を提出いたします。